

意見書等

(意見書)

議員提出議案第24号

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(可決)

建設産業は、日本の基幹産業として今日まで経済活動と雇用機会の確保に貢献してきたが、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も不安定であり、不況下における受注競争の激化や近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の賃金と生活に大きな影響を及ぼしている。

諸外国では、公契約にかかわる賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでおり、また、平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の国会審議においても、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われるよう努めること」が附帯決議されている。

よって、国においては、建設労働者の適正な労働条件を確保するために、次の事項について実施するよう強く要請する。

記

1. 公共工事において、建設労働者の適正な賃金を確保するため、関係法令の整備を図ること。
2. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

議員提出議案第25号

地域医療を守る意見書(可決)

少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在や看護師を初めとした医療スタッフの不足の解消は大きな課題となっており、地域医療サービスをめぐっては、「医療過疎」や「医療の貧困」とも言える状況に全国で直面している。

政府は医師確保対策等一定の財政措置や「5つの安心プラン」によって地域医療とその担い手に対する支援策を公表しているが、地域医療サービスや医療財政の確保は喫緊の課題となっている。現在、各自治体において公立病院改革プランの策定作業が進められているが、へき地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療などいわゆる不採算医療と言われる分野の医療提供について、公立病院の存続と医療サービスの継続的提供は地域にとって生命線とも言える重要な課題である。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠な基礎的公共サービスであり、国民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、自治体の責務である。

このため、国民が地域において良質な、安心して信頼できる医療を継続して受けることができるよう、国及び関係機関において、下記の事項について、格別の尽力を求める。

記

1. 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、適切な医療財源の確保を図ること。

- 2、地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化し、予算措置を行うこと。
- 3、「公立病院改革プラン」の策定に当たっては、地域住民が安心して身近で継続的に医療サービスを受けられるよう、住民・利用者・医療関係者等の意見を十分に踏まえて策定・実施するよう図ること。また策定に当たっては、地域医療の後退を招くことのないよう、医療機能の維持・強化を前提とした必要な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

議員提出議案第26号

「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(可決)

今、行政だけでなく、NPOやボランティア団体などさまざまな非営利団体が地域の課題を地域住民みずからが解決することを目指し事業展開を始めている。

こうした中、みずから出資し、組織を協同で経営し、みずから働き、地域に必要なサービスを事業化し社会に貢献する「協同労働の協同組合」という新しい働き方が注目されている。

しかし、日本においては、「協同労働の協同組合」は社会的認知や理解も低く、法的根拠がないことから法人として入札・契約ができない、社会保険や雇用保険などの適用を受けられずに負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

だれもが仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方とこれに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものである。

よって、国においては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として「協同労働の協同組合法」を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

議員提出議案第27号

道路財源の「一般財源化」に関する意見書(可決)

本年5月13日に「道路特定財源に関する基本方針」が閣議決定され、これまでの道路特定財源を「一般財源化」することが政府の方針として示されたが、地方では、防災対策、通勤・通学、救急医療などの面においても、依然として道路整備が必要であり、また、過去に整備した道路に関する公債費・維持管理費の増大や老朽化した橋梁やトンネルの維持補修などさらに財源を要する状況である。

道路財源の「一般財源化」を検討するに当たっては、こうした道路整備や維持管理等に支障が生じないよう、必要な財源を確保していることが必要と考える。とりわけ、道路特定財源の地方に対する配分が4割程度にとどまっていることも勘案の上、以下の重点事項の取り組みを要請する。

記

1. 道路財源の「一般財源化」に当たっては、地方税分及び譲与税分、さらには、交付金、補助金として地方に配分されている財源について、地方枠として維持すること。
2. 改めて各地方団体に配分する場合の枠組みについては、これまで道路整備がおこなわれている地域に、

より重点的に配分するよう配慮すること。また、地方の自由度を拡大するような新たな交付金制度などの創設を行うこと。

3. 本年度の暫定税率の失効等に伴い発生した歳入欠陥等については、全額を地方特例交付金により補てんするなど政府における適切な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

議員提出議案第28号

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書（可決）

今年7月に開催された洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論され、議長国である我が国においても、2050年に温室効果ガスの総排出量を60～80%削減するという積極的な目標を掲げたところである。

二酸化炭素などの温室効果ガスを生み出す原因としては、石炭や石油、天然ガスなど化石燃料の燃焼が挙げられ、その根本的な解決のためには、化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められている。

その新エネルギーの中でも、太陽光発電については、天然資源に乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で170.9万キロワットであり、ドイツ、米国などととも世界をリードしてきた経緯がある。

しかしながら、この大量普及時代に突入する時期を同じくして、太陽電池モジュール（パネル）の逼迫や国の住宅用導入支援制度が終了した影響などから、国内導入量が一転して前年比マイナスの状況に陥り、技術革新や量産効果などにより低下していた太陽光発電設備の設置単価が2006年からは上昇に転じる結果となった。

こうした事態の打開に向けて、福田前総理は「経済財政改革の基本方針2008」や地球温暖化対策の方針「福田ビジョン」において、「太陽光発電については、世界一の座を再び獲得することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍を導入量の目標とする」と、目標を示したところである。

「環境立国」を掲げる我が国が、太陽光発電世界一の座を奪還するためには、エネルギー導入量増加に向け、総理のリーダーシップのもと政府・各省が連携を緊密にとりつつ、具体的には、「住宅分野」、「大規模電力供給用に向けたメガソーラー分野」、「さらなるコスト削減に向けた技術開発分野」、「普及促進のための情報発信・啓発分野」の各分野に対して支援策を打ち出す必要があると考える。

よって、政府に対して、太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、以下の5項目の実現を強く要望する。

記

1. 国による住宅用太陽光発電導入促進事業(助成制度)の再導入並びに同事業予算の拡充
2. 分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進
3. 国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入並びにそのための制度整備
4. 導入コスト低減にかかわる技術開発促進策の推進
5. 太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9月26日

議員提出議案第29号

自主的な共済制度を新保険業法の適用外にすることを求める意見書（否決）

平成18年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、保険業法）によって、各団体の構成員のための自主的な共済制度が保険等とみなされ、さまざまな規制を受け、存続の危機に追い込まれている。

保険業法の改定の趣旨は、共済をかたって不特定多数の消費者に被害をもたらした、いわゆるオレンジ共済事件のような「にせ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的であった。ところが、保険業法の策定と政省令の段階で、当初の趣旨から大きく逸脱し、自主的な共済制度についても、保険会社に準じた規制を受けることになり、PTA団体、障害者団体など存続困難な状況に陥って制度の廃止を決めた組織も出てきている。

そもそも自主的な共済制度は、利益を追求する保険業とは全く異なっている。その自主的な共済制度を強制的に保険会社や小額短期保険業者にしなければ運営できないようにし、もうけを追及する保険会社と同列において、一律にさまざまな規制を押しつけることになれば、多くの自主的な共済制度の存続が不可能となりかねない。政府・金融庁が、日本の健全で自主的な共済制度に規制と干渉を行うことは、その団体の加入者に多大な不安と損失を招くことになる。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について、早急に実行されるよう強く要望する。

記

1. 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。
2. 団体が目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されている共済を保険業法の適用除外にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9月26日

議員提出議案第30号

後期高齢者医療制度廃止・撤回を求める意見書（否決）

2008年4月から施行された「後期高齢者医療制度」について、政府・厚生労働省は「その心身の特性や生活実態等を踏まえた」新たな独立の保険制度として創設するとしていた。

しかし、施行後2カ月経過した現在、保険料徴収の不備や低所得者ほど負担がふえるなどの問題が明らかになり、与党議員からも制度見直し意見が出されるなど、この制度に対する反対の声が大きくなり本市においても例外ではない。

制度実施から現在まで、内容が新聞・テレビを通じて明らかになるにつれ、市民の怒りや不満・不安が噴出し、「中止・撤回」を求める声が広がっている。

これらの問題は、市民に対する周知期間も不十分な中で強行されたことが要因であり、我々地方議会に対しても制度の詳細を明らかにしなかった国の責任である。

政府・厚生労働省は、保険料徴収方法など一部の見直しの解決策を示しているが、根本的な問題解決にはならない。

既に6月6日には、野党4党が参議院に提出した「後期高齢者医療制度の廃止法案」が本会議で可決され衆議院へ送られた。国は国民の声に耳を傾けるべきである。

よって、本議会として国に対し下記のとおり要請する。

記

1、後期高齢者医療制度を即刻廃止し、元の制度に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

議員提出議案第31号

ミニマムアクセス米の輸入中止と、価格保障を軸に据えた
「減反から増産へ」の農政の転換を求める意見書（否決）

世界的な穀物高騰と食料危機、地球温暖化に対して、日本が食料、農業分野で貢献できることは、輸入依存政策から脱却して食料自給率の向上を図ることである。そのことが「飢餓の輸出」をやめ、フードマイレージを引き下げ、食の安全・安心の確保、地域農業の再生につながるものである。食料自給率の向上は待ったなしの課題であり、そのためには国内農政の見直しは避けられない。

これまで積み上がっていたミニマムアクセス米（MA米）在庫が米不足に苦しむフィリピンなどへの輸出や飼料処理等で一掃されようとしている。また、米の国際相場の高騰によって4月の入札でMA米が不落札となり、今後も輸入できるかどうかは不透明となっている。さらに、輸入麦の高騰などによって米の消費が伸びている。

ミニマムアクセス米（MA米）の輸入を中止させることは、国際的な食料不足解消への貢献であり、同時に国内の米の需要を国内産で賄う米政策を実現する上でもかぎとなる。政府の「MA米は国際的義務」という言いわけは、米輸出国の事情に加えて、WTO交渉の決裂という事態の中で揺らぎ始めており、国民世論も「MA米廃止」という方向にある。08年7月1日付日本農業新聞の「国会議員緊急アンケート」（衆参722人中182人回答）によれば、MA米を「無理してまで買う必要がない」が30.2%、「価格にかかわらず、国内に需要がなければ買う必要がない」が38.5%で7割近くがMA米の輸入に疑問を呈している。

国内産米について言えば、「過剰」なはずの米が品薄になって価格が急上昇し、政府は備蓄米の販売を実施したが、販売のたびに価格が上昇するという状況になった。にもかかわらず、政府は今年産の生産調整の達成を至上命題に、ペナルティーをふりかざして青刈りを含む減反の押しつけに躍起になるばかりか、平成20年産についても「消費が22万トン減る」という見通しを立て、強制減反を実施するという異常な農政を推進している。

MA米在庫が一掃され、米の消費拡大で米不足になろうとしている今、減反をしている余裕はない。必要なのは米のあらゆる需要を国内産で賄うための増産である。また、水田転作を円滑に進めて自給率を向上させると言うなら、米や転作作物の生産費を償う価格保障を実現することである。

以上の趣旨から、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1、米の国際相場の高騰につながるミニマムアクセス米の輸入を中止すること。
- 2、米や転作作物の生産費を償う農産物の価格保障を実現し、「減反から増産へ」の農政の転換を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9 月26日

議員提出議案第32号

リンゴジュースなど加工品の原料原産地表示の義務化を求める意見書（否決）

相次ぐ食品表示の偽装、偽造事件の根底には、企業モラルの欠如はもちろんであるが、J A S 規格で20食品群以外、加工食品のほとんどが原料原産地の表示義務の対象から外されていること、さらに法的義務づけのないメリット表示が野放しで、加工品原料の偽装・偽造に悪用されていることに原因がある。

食の信頼回復、安心・安全を求める世論がかつてなく高まっている今、地産地消、食料自給率向上を食卓から考え、推進するためにも加工食品への原料原産地表示の義務づけが求められている。

以上の趣旨から、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1、リンゴ果汁を含む加工食品の原料原産地表示を義務づけること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9 月26日
